

ISSN 0910-7304

日 本 海 法 会

海 法 会 誌

復 刊 第 55 号

(通卷第84号)

勁 草 書 房

2 0 1 1

外国での裁判上の売買の承認に関する文書

——万国海法会国際小委員会における審議——

中村 哲朗

一 現在までの経過

船舶の競売が行なわれる場合、競落人が競落した船舶について抵当権・先取特権などの負担のない所有権を取得し、その効果が競売実施国のみでなく、船舶登録及び登記の所属する国その他第三国においても認められなければ、当該船舶の登記・登録を変更出来ない、第三国において元所有者、債権者などによる差押を受けるなどの不都合が生じる。上記の問題を取り扱う条約としては、一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約がある。本邦はこの条約を批准しておらず、批准国の数も非常に少ない。

このような観点から、二〇〇七年万国海法会執行役員会議において問題の検討を行なうことが決定され、二〇〇八

年には万国海法会アテネ総会で中国海法会 Henry Hai Li 氏により「船舶競売に関する議論の要約 (A Brief Discussion on Judicial Sales of Ships)」と題する報告がなされた。この総会後に、船舶強制競売の国際的承認に関する作業部会が設置された。各国海法会に対する質問・回答を経て、二〇一〇年一〇月開催の万国海法会ブエノスアイレス・コロキアムにおいて、作業部会による本題に関する各国回答についての報告及び議論がなされ、この際、一九九三年条約の付属文書として他国での船舶の裁判上の売買の承認についての文書 (Protocol to recognize foreign judicial sale of ships)⁽¹⁾ を作成することが問題解決に有効かもしれない、との提案がなされた。⁽²⁾

二〇一〇年一二月には国際小委員会が設置され、一九五八年外国仲裁の承認執行に関するニューヨーク条約をモデルに文書 (Instrument)⁽³⁾ が作成され、二〇一一年八月に各国海法会へ回付された。なお、本題は二〇一二年一〇月一四日より北京で開催される万国海法会において議題とすることが決定されている。

これを受けて、二〇一一年九月二八日午前中にオスロで開催された万国海法会総会を機会に、同日午後、本題に関する国際小委員会が開かれ、中国、ベルギー、イタリア、米国、クロアチア、マルタ、英国、ノルウェー、ドイツ、シンガポール、ブラジル、オーストラリア、オランダ、カナダの各国海法会代表者が出席した。日本海法会からは筆者が出席した。

本稿は、この国際小委員会での審議を報告するものである。

二 審議内容

審議はフリースタイルで各条項について順次検討する形式で行なわれた。三時間半の短い審議時間であったため、

全条項についての審議は出来ず、第五条までの審議となった。逐条検討内容は以下のとおりである。

文書の意義、前提

まず、この文書案の性質及び既に存在する一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約⁽⁴⁾、特に同条約第一二条との関係が問題となる。この国際小委員会委員長 Henry Li 氏及び副委員長 Jonathan Lux 氏としては、当該文書の万国海法会での承認を経て一九九三年条約とは独立した「条約」案の成立を目指したいとの意向である。筆者は、各国の強制執行・倒産法制との関係、外国判決の承認との関係を十分に見定めなければ文書・条約案が成立しても各国に対するガイドラインの提示にしかないのではないか⁽⁵⁾、との疑問を呈した。ドイツ代表は、国内法に類似のものがあつて、外国判決承認に関する同国の法制との調整を図る必要があるとの意見を述べた。この点は他の諸国でも同様であろうと思われる。ブラジル代表も、同国が一九五二年差押条約を批准していないこと、同国法の外国判決承認の要件と異なると指摘。フランス代表も同国法では外国判決が強制執行文書として認められていないこと、一九五二年条約との調整が困難であるとコメントした。ベルギー代表は、同国での競売が韓国で承認されなかった例を挙げ、判決の承認と競売の承認は異なるものであつて後者の承認のみについて別途の条約・法制を作成することは可能であるとの見解を述べた。イタリア代表は、同国は一九九三年条約を批准しているが同国での競売の承認のためには外国判決の承認が必要であり⁽⁶⁾、また、債権者及び債務者双方の保護が必要とコメントした。可能であれば判決とは別に競売の結果、特に船舶の裁判上の売買について別個の条約があつても理論的には矛盾はないと思われる。

第一条（定義）

畢竟、「承認の対象となる「船舶の裁判上の売買」（第一条第八項）」とは何か、の点が議論の中心となり、これに相当の時間が費やされた。当然のことであって、裁判上の売買の原因となる債権及び担保は大陸法と英米法で大きく異なり、また、各国での手続法制も区々である。買受人の保護の観点からはこれらの相違を踏まえた上で実務的な解決をはかる必要がある。

委員長より文書案は判決の承認執行の要件を前提としており、裁判上の売買の前提となった先取特権ないし担保権が国内法で認められるものであれば外国での裁判上の売買の承認を認めて良いのではないか、という問題提起がなされた。

これに対しては、英国代表より他債権者との調整が必要、米国代表からは関係者に利益保護の機会を与えるために結局終局判決が必要、カナダ代表よりは同国では対物訴訟（*action in rem*）のみで先取特権・担保権の消滅が認められる、国際的に外国での船舶の裁判上の売買の結果を承認出来る原因債権のリストアップは困難であるとのコメント、ベルギー代表からは債権者債務者間の調整が必要とのコメント、ドイツ代表からは至急の必要がある場合の特別規定が必要ではないかとの提言などがなされた。

シンガポール代表より、裁判上の売買の形式、原因債権、関係者保護などを「船舶の裁判上の売買」の定義規定で考え抜くと收拾がつかない、むしろ、そもその問題の所在と目的を考えて、「先取特権・担保権などの制限のない所有権を買受人に与える裁判に基づく売買」といった定義で満足するのは如何か、との提言がなされた。

この提言に対して出席各国代表は概ね好意的であったが、ベルギー代表より、欧州共同体倒産法と矛盾する、公序良俗との関係を定める必要がある、何をもって「制限ない所有権（*clear title*）」とするかを定めねばならないとの意

見、英国、クロアチアからも同様の提言がなされた。これらの議論を基に、更に、「先取特権・担保権などの制限のない所有権を買受人に与える裁判に基づく売買」の文言の再調整を行なおう、との議長提言がなされた。

その他第一条については以下のコメントがなされている。

① 第五項の「旗国」については、暫定的な旗国変更があり、一九九三年条約第一六条と同様の規定が必要ではないか、とのコメントがあった。これに対しては、「旗国」と「登記国」との区別が必要で、裁判上の売買の外国（特に登記国）での効果の問題が主で、旗国における所有制限などの規則は別問題とのコメントがなされた。

② 第一〇項の「譲渡担保」は、「抵当権」と同じであるから不必要とのコメントがあった（当該国ではそうであろうが、国際的には別途の言及が必要であろう。一九九三年条約第一条参照）。

③ 第一四項の「船舶」については、各国の「船舶」概念が異なることから、より詳細な定義が必要であるとのコメントがあった。

第二条（適用範囲）

条約締結国での裁判上の売買が他の条約締結国でこの文書に定めるところにより認められるという規定である。

米国代表により適用範囲を広くして、より魅力的な文書にならないのか、との提言がなされたが、実施困難が推測され、このままとすることになった。

第三条（裁判上の売買の通知）

裁判上の売買の通知その他手続に関する規定である。

ブラジル代表より、一九九三年条約と同じ条文とすべきである、第一項(f)として「他の国内法で定める方法」を追加してはどうか、との提言有り。後者は多数出席者から反論があった。ベルギー代表より、通知は書面によるのか、第一項(d)(e)は不必要、(c)は循環論理であるとのコメントがなされた。第一項(e)は、曖昧で、通常は領事館であろうとのコメントもあった。クロアチア代表により通知には公告による方法を含めしめるべきであるとの提言がなされた。筆者は、より詳細な手続(例えば、通知の方法、船長への通知の取扱い、債権届出をしていない債権者の取扱い、船舶登記局・旗国関係機関への通知の必然性、最低競売価格の設定、公告方法の限定など)を定めないと関係者保護のレベルを統一出来ないのではないか、とのコメントを述べた。

第二項及び第三項については、一九九三年条約と軌を一にしており、さしたる異論はなかった。

第四条(裁判上の売買の効力)

裁判上の売買がなされた国に船舶が居たこと及び裁判上の売買がなされる国の法令及び本文書に沿って裁判上の売買が行なわれたことを条件に、当該売買の効果として、所有権が権利制限なしに移転することを定める。

本条が本文書の核心であるが、一九九三年条約第二二条に沿うもので、本条についての大きな異論はなかった。

「extinguished」という表現は、権利移転の場合には不適当ではないか、とのコメントがあった。

筆者より租税債権は除外すべきである旨コメントした。また、登記出来ない先取特権について適切な通知手続、先取特権債権者に対する保護手続がなされていないため、保護に欠けるのではないか、破産した場合に担保・先取特権などを有しない債権者の保護に欠けるのではないか、競売、売買及び配当の結果余剰金が出た場合にどうするのか、などの疑問を呈した。

本条 (a) 項の “the area of jurisdiction of the State” は、あいまいであり、締結国の領地領海内で裁判上の売買がなされたこととすべきであるとの提言があった。

第五条

裁判上の売買がなされる裁判所に前条の効果を示す証明書の発行を求めるものである。登記の便をはかるためのもので、登記国（締結国であれば第六条の規定により登記変更を行うことになる）が外国裁判所発行の証明書の効力を認めるかは当該登記国の登記実務ないし法制によることとなるが、船籍国として利用されている国の多くがこれを認めているという前提に立った極めて実務的な規定である。

買受人が担保・先取特権の負担を受け入れる場合には証明書は発行しなくてよいとの定めになっているが、裁判上の売買手続において一部の制限債権を残す取扱いが適当か、そのような変形の売買結果を一括して承認の対象にしか得るか、との問題がある。カナダ代表より問題提起があり、「assumed by the Purchaser and」は不必要ではないか、との提言がなされた。

今後の活動

会議時間が十分でなく、上記のように第五条までの検討に終わったが各国の本文書に対する姿勢を相互理解出来たという意味での成果は十分にあったと思われる。委員長より第六条以下についてのコメント要請があり、これらに基づき本年四月頃までに第二案が作成される予定である。

- (1) この文書で、judicial sale は、本邦におけるような競売手続によるもののみならず、裁判所のコントロールの下に行なわれる競売によらない相対売買も含むものと定義されている。後者は、我国においては、裁判上の売買とはいえない。当該文書に関わる限りにおいて、問題を正確に把握するため、本稿では、以下、「裁判上の売買」を用いることとする。
- (2) ここまでの経緯については、拙稿「外国での船舶競売の承認」海法会誌復刊第五四号三五頁。
- (3) この文書案及び翻訳は本稿末尾に掲載。「文書」と称しているが、条約と同等の効力を有するものを念頭においている。
- (4) 同条約は二〇〇四年九月に発効している。同条約の解説として、江頭「一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約の成立」海法会誌復刊三七号三頁以下。
- (5) 拙稿「外国での船舶競売の承認」前掲五三頁。
- (6) 拙稿「外国での船舶競売の承認」前掲五五頁注(19)。

報告

万国海法会二〇一一年総会報告

中村 哲朗

一 はじめに

万国海法会二〇一一年度総会は、二〇一一年九月二七日、オスロ市内のオスロ観光港や市庁舎に至近のノルウェイ船主協会事務所会議室において行われた。出席者は、アルゼンチン、オーストラリア・ニュージーランド、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、クロアチア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、韓国、マルタ、オランダ、ノルウェイ、ロシア、シンガポール、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、米国の各海法会代表であり、日本からは筆者が出席した。

会長Karl-Johan Gombrii氏により定足数充足の確認の後開会が宣言され事前配布の議題がそのまま採用された。

二 物故者追悼

まず、二〇一一年七月二日に生じた開催国ノルウェイでのテロの犠牲者に対すると共に下記の物故者に対する黙禱が捧げられた。

Per Erik Hedborg, Mats Hilding, Hans G. Melander (スウェーデン海法会)

Panayiotis SotiropoulosLuis (ギリシャ海法会)

Iglesias Prada, Fernando Sanchez Calero (スペイン海法会)

Frøde Ringdal (ノルウェイ海法会)

Anatoly Kolodkin (ロシア海法会前会長)

三 前回総会議事録の採択

次いで、二〇一〇年十月二七日ブエノスアイレスにて開催の前回総会の議事録が満場一致で承認された。

四 財 務

1 二〇一〇年度会計報告

二〇一〇年度の収入は一九六、六〇四ユーロであり、二〇〇八年度より減少傾向にある（二〇〇八年度二七七、三八〇ユーロ。二〇〇九年度二四二、二八一ユーロ）。この減少の原因は、銀行利息の低下とティチュラリー・メンバーの会費をなくしたことにある。また、ブエノスアイレス・コロキアムの収入の内から三、二三九ユーロが万国海法会に配当されたことが報告された。

支出は、二三三、四九六ユーロであり、漸増傾向にある（二〇〇八年度一七二、六五四ユーロ、二〇〇九年度一八五、〇四〇ユーロ）。会計担当は、諮問委員会構成員の遠隔地への出張及び経費の増加を指摘した。

結果、三六、八九二ユーロの損失となっている。主たる原因は、早期登録による登録料減少及び万国海法会の会議及びその運営費用である。準備金は、上記損失を調整し、九四四、〇二三ユーロとなった。

2 監査委員会報告及び二〇一〇年度会計承認

問題なく満場一致で承認された。

3 二〇一二年度予算及び二〇一一年度予算の訂正

準備金と会員費の関係調整を計るため、以下の予算案が提出、承認された。

会費は二〇〇九年ロッテルダム総会で決定された費用表を四〇％控除し、早期登録については一〇％減額とする。これによって欠損は一一六、一八二ユーロ、準備金は二〇一二年度末に六三四、〇〇〇ユーロとなる。

4 上記予算承認に基づき、上記会員費が承認された。

5 会員費未払の報告

二〇一一年八月の時点で未払会費総額は約三四、〇〇〇ユーロであったが、今総会時までの支払により未払会費は相当減少することが報告された。

6 外部監査

監査委員会の推薦により、アントワープ市 de Mol, Meuldermans & Partners, BVBA 会計事務所が二〇一二年度会計の外部監査法人として指名された。

7 万国海法会チャリタブル・トラスト

二〇一一年八月時点で、基金は総計四一四、五九四英ポンドであり、収入は二一、〇六七英ポンド、次年度は約一七、八五七英ポンドと予測されることが報告された。支出総額一六、三七三英ポンドであるが、刊行物・ウェブサイト費用が七、二〇四英ポンド、国際海事機構（IMO）傘下の国際海事法研究所（IMLI）への万国海法会関係者による講師派遣費が五、〇〇〇英ポンドであった。万国海法会としては引続きIMLIを援助することが確認された。

五 メンバーの選任等

(a) 名誉会員

次の者が名誉会員として推薦され満場一致で承認された。

P. Jeremy Bolger 氏 (カナダ海法会)

Guy van Doosselaere 氏 (ベルギー海法会)

(b) 新規加盟

イスラエル及びポルトガル海法会の再加盟を年会費五〇〇ユーロで認めるべきとの提案が執行評議会によりなされた。インドネシア海法会も構成員の規模が拡大すれば資格があるとされた。また、インド、アラブ首長国連邦、マレーシア、ポーランド、ホンデュラス、ウクライナ、エジプトに海法会形成の兆しがあると報告された。

(c) 仮会員

仮会員であるケニア及びコンゴ共和国からは久しく海法会形成の進展報告がなく、場合により、次回総会でその仮会員資格が議題となる可能性がある。

六 役員選任

Mans Jacobsson 氏の諮問委員会評議員の重任、José Tomás Guzman 氏の同評議員退任、Jorge Radovich (アルゼンチン海法会) の同評議員選任が承認された。

七 活動状況報告

1 海賊問題

万国海法会はIMOの同問題についての法律委員会の動向を注視し、海賊及び海上での暴力犯罪に関する万国海法会ガイドラインが注目されるよう活動を行っている。

2 船員の公平取扱

二〇一二年四月の法律委員会における国際作業部会の報告が予定されている。部会長 Berlingieri 氏は、万国海法会ウェブサイトにて逐次報告を行うが、各海法会が各国関係機関に万国海法会ガイドラインの紹介をすることが推奨される旨、述べた。

3 責任制限条約

オーストラリアは一九九六年議定書第八条に基づき一九九六年条約の責任制限額の引き上げをIMOで提案している。これに同調する動きはないものの、二〇一二年四月のIMO法律委員会の議題となっている。

4 ロッテルダム・ルールズ

総会時点で、署名国二四、批准国はスペインのみである。二〇一一年一月二一―二二日には東京会議が行なわれ、

インターネット上で当該ルールズが南米諸国にとって利益となるか、について活発な議論となっている。

5 海難救助

作業部会は、二〇一一年三月一日ロンドンで会議を行ない、現在、北京会議のための準備作業として、二〇二二年三月予定の会議のため、各海法会に送付する種々提案の検討書類を作成中である。主たる争点は、万国海法会は八九年条約を改訂する議定書案を作成すべきか、である。または、IMOに対する単なる報告とすべきか、である。この点は二〇一二年一〇月の北京会議で議題となる。

6 外国での裁判上の船舶売買の承認

作業部会は、一九五八ニューヨーク条約を模範として外国での裁判上の売買の承認のための基本的要件を定める国際文書案を作成し各海法会及び名誉会員に配布し二〇一一年九月二七日オスロで開かれる作業部会会議に各国海法会の代表が出席するよう促した。部会は二〇一一年末までに部会作業の結果報告を提出し北京会議で承認されるべく文書案を準備する予定である。

7 条約の施行・解釈の状況

Berlingieri氏が、条約の批准または承認の際に各国が条約の保管機関に提供すべき情報に関するガイドラインについての報告を作成し各国海法会に配布する予定である。すでに、Antapassis教授（ギリシャ海法会）及びBerlingieri氏を構成員とする作業部会が諮問委員会により設立され、受領した回答を参考に諮問委員会にその後の作業

の推奨を行うことになる。

8 海上保険

作業部会は、現時点での国際条約における強制保険の問題に焦点を当て、各国海法会に二〇一〇年八月の質問表に回答（現在、一一カ国のみ）するよう促している。より多くの回答があればガイドライン形成に関する結論を導くことが出来る。

9 多国間での倒産に関わる問題

現在、作業部会は各海法会に対する質問表を作成中であり、諮問委員会は私法実務家及び学者の参加を呼びかけている。北京会議での議題とするべく要請中である。

10 責任制限

国際小委員会は二〇一〇年三月（ロンドン）及び二〇一〇年一〇月（ブエノスアイレス）に開かれた。二〇一二年三月までに手続規定に関する更なる質問及び争点リストが作成され、諮問委員会への上程が計画されている。

11 一九九九年差押条約及び一九九三年海上先取特権抵当権条約の批准

一九九九年差押条約は二〇一一年九月一四日に発効したが、同条約及び一九九三年海上先取特権抵当権条約の締結国が少ない理由を調査すべきものであるとして、各国海法会への質問の配布が計画されている。

12 北極南極問題

万国海法会特別委員会は北極海及び南極圏海域について特有の問題があるとして、衝突予防条約、満載喫水線条約、STCW条約、一九七九年海上搜索救助条約、北極海に関する海洋汚染予防に関する条約及び七三―七八年MARPOL条約を挙げている。二〇一一年九月の諮問委員会により作業部会設置が決定され海事条約を北極南極圏に適用するについての国際私法上の問題が検討されることになっている。

八 刊行物

特に報告なし。

九 ウェブサイト

改善のための作業が進行中である。

一〇 次回総会

二〇一二年一〇月一九日、北京で開催する。

一一 万国海法会シンガポール代表事務所

万国海法会代表事務所を3年間の暫定期間でシンガポールに設置する案が検討されており、満場一致で諮問委員会の同意を得て更なる検討を行うことと決定された。

一二 IMO法律委員会及び国際油濁保障基金の会合

Richard Shaw氏が各会合に万国海法会代表のオブザーバーとして出席した。

一三 二〇〇四年ヨーク・アントワープ・ルールズ二〇一二年利息

同ルールズ二十一条に定める利息は二〇一二年については三%と決定された。

一四 万国海法会北京会議（二〇二年二〇月四―九日）及び

上海追加会議（二〇二年一〇月二〇―二二日）

万国海法会と中国組織委員会は協同で準備作業を進めており近日中各国海法会に進行状況を報告する。諮問委員会が会議の議事を決める権限を与えられている。

一五 その他

特になし。

一六 終 結

ノルウェイ海法会主催のセミナー及びDNVによる同社の施設見学について感謝の辞が述べられた後、総会を終了した。